

第5回 公益社団法人埼玉県診療放射線技師会定期総会報告

公益社団法人埼玉県診療放射線技師会
総務常務理事 平野 雅弥

平成28年6月18日（土）14時から仲町川鍋ビル8階会議室（さいたま市大宮区）において第5回公益社団法人埼玉県診療放射線技師会定期総会が行われた。

総会に先立ち、前会長である日本診療放射線技師連盟埼玉支部長小川清さまよりあいさつがあった。

富田副会長の「開会の辞」に続き田中会長よりあいさつがあり、埼玉県医師会会長金井忠男さまからの祝電が披露された。

司会より平成27年度の叙勲者、公衆衛生事業功労者に対する表彰者および公益社団法人日本診療放射線技師会永年勤続表彰者30年勤続表彰6人の紹介があった。引き続き本会からの永年勤続表彰者40年勤続表彰2人、20年勤続表彰9人の紹介があり、田中会長から代表者として20年勤続表彰の新井衛生氏、三橋則行氏へ表彰状および記念品贈呈が行われた。

続いて、矢部智総会運営委員長より、会員数1205人に対し出席者40人、有効委任状636人（全委任状提出651人、無効委任状15人）、合計676人であり、出席者と有効委任状の合計数が過半数に達したため、定款第17条に基づき本総会成立が報告された。次に、定款第15条の規定に則り出席者の中から議長選出を行い、第一支部の三橋則行氏が議長に選出され、議事録署名人は議長および理事とした。

議事に移り、第1号議案平成27年度事業報告（案）、第2号議案平成27年度決算報告（案）、第3号議案平成27年度監査報告、それぞれについて議長は執行部に説明を求め、各担当理事および監事より説明が行われた。

続いて第4号議案会費規程変更について議長は執行部に説明を求め、財務担当理事より変更点について説明があった。現行の規程では公益目的事業収入に会費収入の50%が繰入れられているが、この繰入額を50%から30%に変更することにより、公益法人としての収支相償基準を満たすことが目的であると説明した。

第5号議案名誉会員の承認について議長は執行部に説明を求め、会長から法人に対し功労のあった正会員新井俊吉氏の名誉会員への推薦理由の説明があった。

議長は第1号議案から第5号議案についてそれぞれ賛否を諮り、各議案は全員異議なく承認された。第6号議案その他において、議長は他に提案などがないか会場に問いかけた。会長より提案があり、「公職選挙に従った日本診療放射線技師会前理事畦元将吾氏のはがき郵送のために、埼玉県診療放射線技師会から会員タックシールを提供すること」の動議が提出された。議長は先ず、この動議に関し今総会で、議案として扱うか否かを採決した。採決の結果、議案として扱うことが了解された。その後、その提案に関する承認採決を行い、動議として提出された議案は賛成多数で承認された。

その他に執行部および出席者から新たな提案はなかった。

平成27年度補正予算、平成27年度事業計画・予算として会長および財務担当理事より報告があり、議長が会場から質問を募ったが質問はなかった。

最後に司会より、今回公務のため出席できなかった鈴木監事からの祝電が披露され、続いて堀江副会長

の「閉会の辞」にて定期総会は閉会となった。

休憩の後、特別講演として青木商事代表取締役社長 青木和巳先生による「組織とリーダーシップ（後編）」という内容で講演があった。青木先生はさまざまな事業を自らの手で行っており、永く組織を存続するには、組織のリーダーは時代に合った変化を行うことが重要であると述べていた。特に大きな組織となると計画的に変化することも必要でその難しさも語っていた。さらに自らの経営理念による、独自性・優位性・親密性を大事にして事業が成功しているという興味深い内容であった。われわれの業務にも時代により変化が必要で特に計画的な変化に関してはチーム医療において役立てるような内容も含んでおり、とても参考になる講演であった。



日本診療放射線技師連盟埼玉支部長
小川清 氏



田中会長 あいさつ



総会運営委員長 矢部智 氏



議長 三橋則行 氏



特別講演講師 青木和巳 先生



勤続表彰



総会風景

第5回 公益社団法人埼玉県診療放射線技師会定期総会議事録

- 1 日 時 平成 28 年 6 月 18 日（土曜日）14 時 00 分～15 時 30 分
- 2 場 所 仲町川鍋ビル 8F 会議室 埼玉県さいたま市大宮区仲町 2-60
- 3 会 員 数 1,205 人
- 4 出 席 者 40 人
委任状提出者 651 人（有効：636 人、無効：15 人）
合 計 676 人

5 定期総会開会

定刻、富田副会長の「開会の辞」にて定期総会は開会となった。

結城常務理事の司会により、田中会長のあいさつの後、表彰者の披露および表彰状の贈呈があった。

矢部総会運営委員長より、資格審査の結果を踏まえ、出席者と委任状の合計数が定款第 17 条に基づき本総会は成立したことを認める旨の報告がされた。

引き続き、定款第 15 条の規定に則り議長選出を行い、出席者の中から三橋則行氏が議長に選出された。議事録署名人は議長および出席した理事とした。

(1) 第 1 号議案 平成 27 年度 事業報告案

この議案について、議長は説明を求めた。報告は主に会長が行い、各担当常務理事より補足説明が行われた。

会長より「当会事業における会員皆さまのご理解ご協力のもと、役員全員一丸となって公益社団法人としてこの 1 年を乗り切ることができましたこと心より感謝申し上げる。」旨の報告があった。

議長は、この第 1 号議案について賛否を諮り、議案は全員異議なく承認された。

(2) 第 2 号議案 平成 27 年度 決算報告案

この議案について、議長は報告を求めた。財務担当常務理事が財務諸表をもとに詳細を報告した。

議長は、この第 2 号議案について賛否を諮り、議案は全員異議なく承認された。

(3) 第 3 号議案 平成 27 年度 監査報告

この議案について、議長は監事に対し報告を求めた。監事は本会の事業活動が計画に基づき適切に実施したと認める。また会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載していると認める。計算書類等々は財産および収支の状態を正しく示している旨の報告をした。

議長は、この第 3 号議案について賛否を諮り、議案は全員異議なく承認された。

(4) 第 4 号議案 会費規程変更

この議案について、議長は説明を求めた。会費規程変更点について財務担当常務理事が以下の説明を行った。公益社団法人として公益事業における収支相償を無理なく満たすために、現行の公益事業収入への会費収入 50% の繰り入れを 30% に変更する必要がある。このため、会費規程第 3 条を「前条の会費は、毎事業年度における合計額の 30% 以上を当該事業年度の公益目的事業に使用する。」に変更し、追加する旨を説明した。

議長は、この第 4 号議案について賛否を諮り、議案は全員異議なく承認された。

(5) 第 5 号議案 名誉会員の承認

この議案について、議長は説明を求めた。説明は会長が行った。

法人に特に功労のあった正会員、新井俊吉氏の名誉会員への推薦理由の説明があった。

議長は、この第5号議案について賛否を諮り、議案は全員異議なく承認された。

(6) 第6号議案 その他

この議案について、議長は意見を求めた。会長より公職選挙に従った日本診療放射線技師会前理事畦元将吾氏のはがき郵送のために、埼玉県診療放射線技師会から会員住所のタックシールを提供することの動議の提案があった。議長は、この動議を総会議案として取り扱うかどうかの賛否を諮り、全員異議なく承認されたため、議案として取り上げた。

次に議長は、この議案についての承認に関して賛否を諮り、全員異議なく承認された。

(7) 平成27年度 補正予算（報告のみ）

この件について、議長は報告を求めた。会長より、平成27年度は特に補正予算を組む必要がない旨を報告した。

議長は、この報告について質問を諮り、会場からの質問はなかった。

(8) 平成28年度 事業計画（報告のみ）

この件について、議長は説明を求めた。説明は会長が行った。「読影の補助に関する通達が出されて6年、2020年東京オリンピック開催の年には10年となる。読影の補助はもはや過去のものとなり、次に何を目標としていくのか、今からわれわれは考えなくてはならない。今後は医療における画像診療のコーディネーターを目指し、患者さんから必要とされる診療放射線技師となる必要がある。これを踏まえ当会の事業を推進していきたい。」旨の報告をした。

議長は、この報告について質問を諮り、会場からの質問はなかった。

(9) 平成28年度 予算（報告のみ）

この件について、議長は報告を求めた。財務担当常務理事が平成28年度当初予算書をもとに詳細に報告した。

議長は、この報告について質問を諮り、会場からの質問はなかった。

(10) 会場からの質問

議長は、会長から質問を諮ったが、会場からの質問はなかった。

6 定期総会閉会

堀江副会長の「閉会の辞」にて定期総会は閉会となった。

本総会の議決を証明するために、議長及び議事録署名人において記名押印（雑誌掲載用の為押印省略）します。

平成28年6月18日

議長	三橋 則行
議事録署名人	田中 宏
議事録署名人	堀江 好一
議事録署名人	富田 博信
議事録署名人	平野 雅弥

議事録署名人	結城 朋子
議事録署名人	今出 克利
議事録署名人	八木沢 英樹
議事録署名人	潮田 陽一
議事録署名人	栗田 幸喜
議事録署名人	城處 洋輔
議事録署名人	岡田 智子
議事録署名人	芦葉 弘志
議事録署名人	清水 邦昭
議事録署名人	双木 邦博
議事録署名人	大西 圭一
議事録署名人	渡部 進一
議事録署名人	齋藤 幸夫
議事録署名人	矢崎 一郎
議事録署名人	高嶋 豊

第4期
財 務 諸 表

自：平成27年 4月 1日
至：平成28年 3月31日

〒331-0812
埼玉県さいたま市北区宮原町2-51-39
公益社団法人埼玉県診療放射線技師会

法人名：公益社団法人埼玉県診療放射線技師会

貸借対照表
平成 28年 3月 31日 現在

(単位：円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金	8,306,821	9,245,368	△ 938,547
未収会費	714,000	1,067,000	△ 353,000
未収金	0	180,000	△ 180,000
前払金	9,240	31,100	△ 21,860
仮払金	20,528	51,348	△ 30,820
流動資産合計	9,050,589	10,574,816	△ 1,524,227
2. 固定資産			
(1) 基本財産			
基本財産合計	0	0	0
(2) 特定資産			
特定事業資金積立資産	800,080	400,000	400,080
特定資産合計	800,080	400,000	400,080
(3) その他固定資産			
建物	3,694,715	4,625,603	△ 930,888
什器備品	218,201	3,407	214,794
土地	13,155,850	13,155,850	0
ソフトウェア	928,800	1,188,000	△ 259,200
その他固定資産合計	17,997,566	18,972,860	△ 975,294
固定資産合計	18,797,646	19,372,860	△ 575,214
資産合計	27,848,235	29,947,676	△ 2,099,441
II 負債の部			
1. 流動負債			
未払金	231,110	458,810	△ 227,700
未払法人税等	101,200	100,700	500
前受金	150,000	0	150,000
預り金	27,453	23,661	3,792
仮受金	0	206,708	△ 206,708
流動負債合計	509,763	789,879	△ 280,116
2. 固定負債			
固定負債合計	0	0	0
負債合計	509,763	789,879	△ 280,116
III 正味財産の部			
1. 指定正味財産			
2. 一般正味財産	27,338,472	29,157,797	△ 1,819,325
正味財産合計	27,338,472	29,157,797	△ 1,819,325
負債及び正味財産合計	27,848,235	29,947,676	△ 2,099,441

法人名：公益社団法人埼玉県診療放射線技師会

貸借対照表内訳表
平成 28年 3月 31日 現在

(単位：円)

科 目	公益目的事業会計	収益事業等会計	法人会計	内部取引消去	合計
I 資産の部					
1. 流動資産					
現金預金	0	718	8,306,103	0	8,306,821
未収会費	0	0	714,000	0	714,000
前払金	9,240	0	0	0	9,240
他会計短期貸付金	0	394,694	133,164	△ 527,858	0
仮払金	0	0	20,528	0	20,528
流動資産合計	9,240	395,412	9,173,795	△ 527,858	9,050,589
2. 固定資産					
(1) 基本財産					
基本財産合計	0	0	0	0	0
(2) 特定資産					
特定事業資金積立資産	800,080	0	0	0	800,080
特定資産合計	800,080	0	0	0	800,080
(3) その他固定資産					
建物	1,752,426	94,931	1,847,358	0	3,694,715
什器備品	109,074	1	109,126	0	218,201
土地	5,085,000	1,492,925	6,577,925	0	13,155,850
ソフトウェア	928,800	0	0	0	928,800
その他固定資産合計	7,875,300	1,587,857	8,534,409	0	17,997,566
固定資産合計	8,675,380	1,587,857	8,534,409	0	18,797,646
資産合計	8,684,620	1,983,269	17,708,204	△ 527,858	27,848,235
II 負債の部					
1. 流動負債					
未払金	226,710	0	4,400	0	231,110
未払法人税等	0	101,200	0	0	101,200
前受金	150,000	0	0	0	150,000
預り金	6,247	0	21,206	0	27,453
他会計短期借入金	527,858	0	0	△ 527,858	0
流動負債合計	910,815	101,200	25,606	△ 527,858	509,763
2. 固定負債					
固定負債合計	0	0	0	0	0
負債合計	910,815	101,200	25,606	△ 527,858	509,763
III 正味財産の部					
1. 指定正味財産					
2. 一般正味財産	7,773,805	1,882,069	17,682,598	0	27,338,472
正味財産合計	7,773,805	1,882,069	17,682,598	0	27,338,472
負債及び正味財産合計	8,684,620	1,983,269	17,708,204	△ 527,858	27,848,235

法人名：公益社団法人埼玉県診療放射線技師会

正味財産増減計算書

平成 27年 4月 1日 から平成 28年 3月 31日 まで

(単位：円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
受取会費			
正会員受取会費	10,368,000	10,269,000	99,000
賛助会員受取会費	575,000	550,000	25,000
受取会費計	10,943,000	10,819,000	124,000
事業収益			
事業収益	2,267,445	3,328,716	△ 1,061,271
受取寄付金			
受取寄付金	200,000	0	200,000
雑収益			
受取利息	772	617	155
雑収益	71,915	236,810	△ 164,895
雑収益計	72,687	237,427	△ 164,740
経常収益計	13,483,132	14,385,143	△ 902,011
(2) 経常費用			
事業費			
給料手当	499,495	513,690	△ 14,195
福利厚生費	92,118	166,346	△ 74,228
旅費交通費	417,540	522,477	△ 104,937
通信運搬費	737,561	522,945	214,616
減価償却費	734,560	573,444	161,116
消耗品費	220,221	307,094	△ 86,873
修繕費	1,341,635	0	1,341,635
印刷製本費	2,284,289	2,116,526	167,763
光熱水料費	93,007	0	93,007
賃借料	122,935	898,166	△ 775,231
保険料	23,315	26,330	△ 3,015
諸謝金	862,789	818,157	44,632
租税公課	51,502	53,450	△ 1,948
支払負担金	0	20,000	△ 20,000
委託費	385,467	147,274	238,193
支払手数料	25,600	16,076	9,524
会議費	307,000	250,590	56,410
貸倒償却	180,000	0	180,000
雑費	445,160	479,144	△ 33,984
事業費計	8,824,194	7,431,709	1,392,485
管理費			
役員報酬	103,700	103,700	0
給料手当	551,074	565,269	△ 14,195
福利厚生費	240,295	700,169	△ 459,874
会議費	502,639	653,486	△ 150,847
渉外費	135,789	80,722	55,067
旅費交通費	405,440	281,573	123,867
通信運搬費	513,089	497,549	15,540
減価償却費	478,712	468,797	9,915
消耗品費	337,603	619,851	△ 282,248
修繕費	1,341,635	85,320	1,256,315
印刷製本費	12,312	9,439	2,873
光熱水料費	93,007	203,270	△ 110,263
賃借料	48,780	78,530	△ 29,750
保険料	133,505	133,450	55
諸謝金	1,051,702	1,120,152	△ 68,450
租税公課	54,648	62,100	△ 7,452
支払手数料	112,133	144,233	△ 32,100
貸倒償却	261,000	126,000	135,000
委託費	0	16,200	△ 16,200
管理費計	6,377,063	5,949,810	427,253
経常費用計	15,201,257	13,381,519	1,819,738
評価損益等調整前当期経常増減額	△ 1,718,125	1,003,624	△ 2,721,749
当期経常増減額	△ 1,718,125	1,003,624	△ 2,721,749
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用			
経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
税引前当期一般正味財産増減額	△ 1,718,125	1,003,624	△ 2,721,749
法人税、住民税及び事業税	101,200	100,700	500
当期一般正味財産増減額	△ 1,819,325	902,924	△ 2,722,249
一般正味財産期首残高	29,157,797	28,254,873	902,924
一般正味財産期末残高	27,338,472	29,157,797	△ 1,819,325
II 指定正味財産増減の部			
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	0	0	0
指定正味財産期末残高	0	0	0
III 正味財産期末残高	27,338,472	29,157,797	△ 1,819,325

法人名：公益社団法人埼玉医療放射線技術協会

平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日まで
正味財産増減計算書内訳表

科 目	公益目的事業会計			収益事業等会計			法人会計	内部取引消去	合計
	学術セミナー等開催事業	県民への知識の普及啓発事業	放射能情報提供事業	共通	小計	施設の貸与事業	共通	小計	
I 一般正味財産増減の部									
1. 経常増減の部									
(1) 経常収益	0	0	0	5,184,000	5,184,000	0	0	0	5,184,000
受取会費	0	0	0	287,500	287,500	0	0	0	287,500
賛助会費	0	0	0	5,471,500	5,471,500	0	0	0	5,471,500
受取利息	0	0	0	0	0	0	0	0	0
事業収益	620,500	0	1,035,000	0	1,655,500	438,745	0	438,745	2,267,445
受取寄付金	0	0	0	200,000	200,000	0	0	0	200,000
補助収入	80	0	0	80	80	31	0	31	661
受取利息	50,000	15,084	0	0	65,084	0	0	0	72,915
雑収益	670,580	15,084	0	0	685,664	31	0	31	72,687
経常収益計	670,580	15,084	1,035,000	5,671,500	7,393,164	438,776	0	438,776	13,453,132
(2) 経常費用									
給料手当	199,799	149,848	149,848	0	499,495	0	0	0	499,495
福利厚生費	88,810	3,308	0	0	92,118	0	0	0	92,118
旅費交通費	257,620	111,560	48,360	0	417,540	0	0	0	417,540
通信運搬費	107,189	0	630,372	0	737,561	0	0	0	737,561
減価償却費	269,610	89,869	349,069	0	708,548	26,012	0	26,012	734,560
消耗品費	89,020	113,343	47,858	0	222,221	0	0	0	222,221
光熱水料費	80,435	268,374	3,814	0	552,623	0	0	0	552,623
印刷製本費	5,893	0	2,278,896	0	2,284,789	0	0	0	2,284,789
光熱水料費	55,805	18,601	18,601	0	93,007	0	0	0	93,007
賃借料	86,630	36,305	0	0	122,935	0	0	0	122,935
保険料	13,989	4,663	4,663	0	23,315	0	0	0	23,315
諸謝金	691,384	66,719	104,686	0	862,789	0	0	0	862,789
委託金	23,359	7,786	0	0	31,145	12,571	0	12,571	31,145
支払手数料	0	0	344,869	0	344,869	0	0	0	344,869
雑費	13,540	0	0	0	13,540	7,200	0	7,200	20,740
会議費	0	0	60,500	0	60,500	0	0	0	60,500
貸倒償却	154,500	92,000	0	0	246,500	0	0	0	246,500
雑費	5,000	440,160	180,000	0	625,160	0	0	0	625,160
事業費計	2,856,629	1,402,489	4,501,595	0	8,760,713	83,481	0	83,481	8,824,194
管理費	0	0	0	0	0	0	0	0	0
役員報酬	0	0	0	0	0	0	0	0	0
給料手当	0	0	0	0	0	0	0	0	0
福利厚生費	0	0	0	0	0	0	0	0	0
会議費	0	0	0	0	0	0	0	0	0
渉外費	0	0	0	0	0	0	0	0	0
旅費交通費	0	0	0	0	0	0	0	0	0
通信運搬費	0	0	0	0	0	0	0	0	0
減価償却費	0	0	0	0	0	0	0	0	0
消耗品費	0	0	0	0	0	0	0	0	0
修繕費	0	0	0	0	0	0	0	0	0
印刷製本費	0	0	0	0	0	0	0	0	0
光熱水料費	0	0	0	0	0	0	0	0	0
賃借料	0	0	0	0	0	0	0	0	0
保険料	0	0	0	0	0	0	0	0	0
諸謝金	0	0	0	0	0	0	0	0	0
委託金	0	0	0	0	0	0	0	0	0
支払手数料	0	0	0	0	0	0	0	0	0
貸倒償却	0	0	0	0	0	0	0	0	0
管理費計	0	0	0	0	0	0	0	0	0
経常費用計	2,856,629	1,402,489	4,501,595	0	8,760,713	83,481	0	83,481	8,824,194
経常増減の部	△ 2,186,049	△ 1,386,405	△ 3,466,595	5,671,500	7,393,164	355,295	0	355,295	△ 1,427,029
(2) 経常外収益									
経常外収益計	0	0	0	0	0	0	0	0	0
経常外費用	0	0	0	0	0	0	0	0	0
経常外費用計	0	0	0	0	0	0	0	0	0
経常増減	△ 2,186,049	△ 1,386,405	△ 3,466,595	5,671,500	7,393,164	355,295	0	355,295	△ 1,427,029
他会計移入増減額	0	0	0	147,483	147,483	△ 147,483	0	△ 147,483	0
引当金当座一般正味財産増減額	△ 2,166,049	△ 1,386,405	△ 3,466,595	5,818,983	7,780,048	207,812	0	207,812	△ 1,718,125
法人税、住民税及び事業税	0	0	0	0	0	0	0	0	0
当期一般正味財産増減額	△ 2,166,049	△ 1,386,405	△ 3,466,595	5,818,983	7,780,048	106,612	0	106,612	△ 1,819,323
一般正味財産増減	△ 2,471,019	△ 3,363,433	△ 5,543,431	19,351,004	8,723,871	1,775,437	0	1,775,437	29,137,737
一般正味財産期末残高	△ 4,637,088	△ 3,749,428	△ 9,009,346	25,170,047	7,773,805	1,882,069	0	1,882,069	21,336,722
指定正味財産増減の部	0	0	0	0	0	0	0	0	0
指定正味財産増減	0	0	0	0	0	0	0	0	0
指定正味財産期末残高	0	0	0	0	0	0	0	0	0
正味財産増減の部	△ 4,637,088	△ 3,749,428	△ 9,009,346	25,170,047	7,773,805	1,882,069	0	1,882,069	21,336,722
正味財産期末残高	△ 4,637,088	△ 3,749,428	△ 9,009,346	25,170,047	7,773,805	1,882,069	0	1,882,069	21,336,722

法人名：公益社団法人埼玉県診療放射線技師会

財務諸表に対する注記

1. 重要な会計方針

(1) 固定資産の減価償却の方法

減価償却資産

1. 平成19年3月31日以前に取得したものについては旧定額法、平成19年4月1日以後に取得したものについては定額法によっている。

(2) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税込方式によっている。

2. 基本財産及び特定資産の増減額及びその残高

基本財産及び特定資産の増減額及びその残高は、次のとおりである。

(単位：円)

科 目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
特定資産				
特定事業資金積立資産	400,000	400,080	0	800,080
小 計	400,000	400,080	0	800,080
合 計	400,000	400,080	0	800,080

3. 基本財産及び特定資産の財源等の内訳

基本財産及び特定資産の財源等の内訳は、次のとおりである。

(単位：円)

科 目	当期末残高	(うち指定正味財産 からの充当額)	(うち一般正味財産 からの充当額)	(うち負債に対応す る額)
特定資産				
特定事業資金積立資産	800,080	0	0	0
小 計	800,080	0	0	0
合 計	800,080	0	0	0

4. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、次のとおりである。

(単位：円)

科 目	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
その他固定資産			
建物	22,042,760	18,348,045	3,694,715
什器備品	1,979,008	1,760,807	218,201
ソフトウェア	1,296,000	367,200	928,800
小 計	25,317,768	20,476,052	4,841,716
合 計	25,317,768	20,476,052	4,841,716

附 属 明 細 書

1. 重要な固定資産の明細

(単位：円)

区分	資産の種類	期首帳簿価額	当期増加額	当期減少額	期末帳簿価額
特定資産	特定事業資金積立資産	400,000	400,080	0	800,080
	特定資産計	400,000	400,080	0	800,080
その他固定資産	建物	4,625,603	439,432	1,370,320	3,694,715
	什器備品	3,407	356,968	142,174	218,201
	土地	13,155,850	0	0	13,155,850
	ソフトウェア	1,188,000	6,575	265,775	928,800
	その他固定資産計	18,972,860	802,975	1,778,269	17,997,566

法人名：公益社団法人埼玉県診療放射線技師会

財産目録
平成 28年 3月 31日 現在

(単位：円)

貸借対照表科目		場所・物量等	使用目的等	金額
(流動資産)				
	現金	手許保管	運転資金	78,793
	預金	普通預金		
		埼玉りそな銀行宮原支店	運転資金	870,050
		3745246		
		埼玉りそな銀行宮原支店	運転資金	1,866,381
		3745238		
		埼玉りそな銀行宮原支店	運転資金	173,817
		3651337		
		埼玉りそな銀行宮原支店	運転資金	718
		4378625		
		ゆうちょ銀行 振替口座	運転資金	4,316,998
		埼玉りそな銀行宮原支店	運転資金	1,000,064
	未収会費		未収正会員会費	639,000
			未収賛助会員会費	75,000
	前払金	日本旅行	関東甲信越宿泊費	9,240
	仮払金		各地区会への仮払金	20,528
流動資産合計				9,050,589
(固定資産)				
特定資産				
	特定事業資金積立資産	埼玉りそな銀行宮原支店		800,080
		3574315		
その他固定資産				
	技師会センター建物	82.86㎡	公益目的保有財産として50%を使用している 管理業務に50%を使用している	3,504,853
	技師会センター倉庫	26.18㎡	収益事業等として50%使用している 管理業務に50%を使用している	189,862
	什器備品	会議室机10台、椅子30脚	管理業務に100%使用している	40
		さいたま市北区宮原町2-51-39		
		看板	管理業務に100%使用している	1
		さいたま市北区宮原町2-51-39		
		机、椅子、応接セット他	管理業務に100%使用している	1
		さいたま市北区宮原町2-51-39		
		キャノンカラーレーザープリンタ	管理業務に100%使用している	5
		さいたま市北区宮原町2-51-39		
		パナソニックノートパソコン	管理業務に100%使用している	5
		さいたま市北区宮原町2-51-39		
		エアコン事務所用	管理業務に100%使用している	1
		さいたま市北区宮原町2-51-39		
		エアコン賃貸部分	収益事業等に100%使用している	1
		さいたま市北区宮原町2-51-40		
		H Pパソコン	公益目的保有財産として50%を使用している	218,147
		さいたま市北区宮原町2-51-39		
	技師会センター土地	さいたま市北区宮原町2-51-39他	公益目的保有財産として50%を使用している	10,170,000
		62.39㎡	管理業務に50%を使用している	
	技師会センター倉庫土地	さいたま市北区宮原町2-51-40	収益事業等として50%使用している	2,985,850
		22.45㎡	管理業務に50%を使用している	
	ソフトウェア	ホームページ制作費用	公益目的保有財産として100%を使用している	928,800
固定資産合計				18,797,646
資産合計				27,848,235
(流動負債)				
	未払金		各会計区分における費用の未払金	231,110
	未払法人税等		収益事業の法人税等未払金	101,200
	預り金		源泉所得税	27,453
	前受金		関東学術大会に関する展示料等前受分	150,000
流動負債合計				509,763
固定負債合計				0
負債合計				509,763
正味財産				27,338,472

平成 27 年度監査報告書

平成 28 年 6 月 10 日

公益社団法人埼玉県診療放射線技師会

会 長 田 中 宏 殿

公益社団法人埼玉県診療放射線技師会

監 事

橋本里見



監 事

鈴木正人



私たち監事は、公益社団法人埼玉県診療放射線技師会定款 22 条に基づき、平成 28 年 5 月 24 日 18 時 30 分から本会事務所において、会長、副会長、総務及び財務担当常務理事の立ち会いの下で、本会の平成 27 年度事業執行並びに財産状況について監査を実施しました。

本監査報告書を作成し、次のとおり報告いたします。

1、監査方法の概要

- (1) 会計監査について、帳簿並びに関係書類の閲覧など必要と思われる監査手続きを用いて、財務諸表並びに収支計算書の正確性を検討しました。
- (2) 業務監査について、理事会及びその他の会議に出席し、理事からの事業報告を聴取し、関係書類の閲覧など必要と思われる監査手続きを用いて、事業執行の妥当性を検討しました。

2、監査の結果

- (1) 会計帳簿は、決算の状況を正しく示しており、指摘すべき事項は認められません。事業報告書は、昨年度の本会事業・運営の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 理事の会務執行に関し不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事項は認められません。
- (3) その他、特に指摘する事項は認められません。

3、意見

平成 27 年度は、平成 28 年 5 月 14、15 日大宮ソニックシティで開催される関東甲信越学会大会の準備を行う年度となりました。理事を中心に実行委員は演題募集、学術機材確認及びプログラム構成等 5 月 14 日の開催初日まできめ細かな準備を行った結果、一般演題 108 題、参加者 793 名と大成功を収めるに至りました。実行委員と参加された会員の皆様には感謝申し上げます。大変お疲れ様でした。

平成 8 年に取得した本会の事務所も 20 年近くたちやや規模の大きな修繕を行いました。会員から出資金を募って取得した大事な財産であり、現在の広さで機能が保っているのであれば、今後も修繕を重ね可能な限り長く使っていただきたい。

以上、平成 27 年度の活動について 2 点意見を述べさせていただきました。また、誌面の都合で掲げなかった事業につきましても適切に遂行されたことを確認しております。

以上

公益社団法人埼玉県診療放射線技師会 定款

平成 24 年 4 月 1 日制定

平成 27 年 5 月 30 日改正

第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 この法人は、公益社団法人埼玉県診療放射線技師会と称する。

(事務所)

第 2 条 この法人は、主たる事務所を埼玉県さいたま市に置く。

第 2 章 目的及び事業

(目 的)

第 3 条 この法人は、診療放射線技師の職業倫理を高揚するとともに、診療放射線学の向上を図り、もって地域保健医療の向上及び県民の健康の保持増進に寄与することを目的とする。

(事 業)

第 4 条 この法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 県民への放射線医療に関する知識の普及啓発事業
- (2) 診療放射線学及び診療放射線技師の職業倫理高揚に関する研修会、研究会、講習会等の開催
- (3) 放射線管理と医療被曝の適正化に関する事業
- (4) 診療放射線学に関する調査、研究、情報提供及び指導
- (5) 前各号に掲げる事業に関する図書、印刷物等の刊行
- (6) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、埼玉県内にて行うものとする。

第 3 章 会 員

(種 別)

第 5 条 この法人に次の会員を置く。

- (1) 正会員 診療放射線技師及び診療エックス線技師であってこの法人の事業に賛同して入会した個人
- (2) 名誉会員 この法人に特に功労のあった正会員のうち、理事会の推薦を受け総会の承認を得た個人
- (3) 賛助会員 正会員の資格を有しないもので、この法人の事業に賛同して、理事会の承認を得た個人又は団体

2 前項の会員のうち正会員及び名誉会員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

(会員の資格の取得)

第 6 条 この法人の会員になろうとする者は、理事会の定めるところにより申し込みをし、その承認を受けなければならない。

(経費の負担)

第 7 条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員になった次年度から毎年、会員は、総会において別に定める額を支払う義務を負う。ただし、自己の療養又は親族の介護、育児その他やむを得ない事情により、診療放射線技師又は診療エックス線技師として現に業務に従事していない期間が継続して 1 年以上経過している正会員については、総会において別に定める基準に従って経費を支払う義務を免除することができる。

2 名誉会員は、前項における経費を負担することを要しない。

(任意退会)

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第7条の支払義務を2年以上履行しなかったとき。
- (2) 総会員が同意したとき。
- (3) 当該会員が死亡し、又は解散したとき。

第4章 総会**(構成)**

第11条 総会は、正会員及び名誉会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員総会とする。

(権限)

第12条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額に関する事項
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第13条 総会は、定時総会として毎事業年度終了後3箇月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第14条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 正会員及び名誉会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

(議長)

第15条 総会の議長は、当該総会において出席会員の中から選出する。

(議決権)

第16条 総会における議決権は、会員1名につき1個とする。

(決議)

第17条 総会の決議は、正会員及び名誉会員の議決権の過半数を有する会員が出席し、出席した当該会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、正会員及び名誉会員の半数以上であって、正会員及び名誉会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第20条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第18条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に記名押印する。

第5章 役員等

第19条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 15名以上 20名以内

(2) 監事 2名以内

2 理事のうち1名を会長とし2名を副会長、6名を常務理事とする。

3 前項の会長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、副会長及び常務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員の選任)

第20条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

2 理事会は、会長、副会長及び常務理事を選定及び解職する。会長の選定及び解職をする場合において、理事会は、総会にこれを付議した上で、その決議の結果を参考にすることができる。

(理事の職務及び権限)

第21条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、副会長及び常務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

3 会長、副会長及び常務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第22条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

第23条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第19条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第24条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(役員の報酬等)

第25条 理事及び監事に対して、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める役員の報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(相談役)

第26条 この法人に、任意の機関として、1名以上3名以下の相談役を置く。

2 相談役は、次の職務を行う。

(1) 会長の相談に応じること。

(2) 理事会から諮問された事項について参考意見を述べること。

3 相談役の選任及び解任は、理事会において決議する。

4 前条の規定は、相談役の報酬等について準用する。

第6章 理事会

(構成)

第27条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権 限)

第 28 条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長及び常務理事の選定及び解職

(常務理事会)

第 29 条 この法人に常務理事会を置く。

- 2 常務理事会は、会長、副会長及び常務理事をもって構成する。
- 3 常務理事会は、次の職務を行う。
 - (1) この法人の業務運営の年間計画案を策定し、理事会に提出すること。
 - (2) 業務の適正を確保するために必要な体制の運用及び改善についての意見を理事会に提出すること。

(招 集)

- 第 30 条 理事会及び常務理事会は、会長が招集する。
- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長が理事会及び常務理事会を招集する。

(決 議)

- 第 31 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
- 2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 96 条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

- 第 32 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
- 2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第 7 章 資産及び会計**(事業年度)**

- 第 33 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

- 第 34 条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。
- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

- 第 35 条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。
- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
 - (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
 - (6) 財産目録
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第 1 号、第 3 号、第 4 号及び第 6 号の書類については、総会に提出し、第 1 号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。
 - 3 第 1 項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に 5 年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、正会員及び名誉会員の名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
 - (1) 監査報告
 - (2) 理事及び監事の名簿
 - (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
 - (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

- 第 36 条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第 48 条の規定に

に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第4号の書類に記載するものとする。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第37条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第38条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第39条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第40条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第41条 この法人の公告は、電子公告により行う。
2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

第10章 支部

(支部)

第42条 この法人に、理事会の定めるところにより支部を置く。

- 2 支部は第34条の事業計画書に基づき、当該支部に関する事業を執行する。
- 3 支部は第20条第1項の規定により、総会で理事を選任するにあたり、理事候補者の推薦をすることができる。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この法人の最初の会長は小川 清とする。
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第34条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

公益社団法人埼玉県診療放射線技師会 諸規程

会費規程

第1条 この規程は、公益社団法人埼玉県診療放射線技師会（以下「本会」という。）定款第7条の規定に基づき、会費の納入に関し、必要な細則を定めるものとする。

第2条 会費は次のとおりとする。

正会員	年額 9,000 円
賛助会員（個人）	年額 9,000 円
賛助会員（法人）	年額 25,000 円

第3条 前条の会費は、毎事業年度における合計額の30%以上を当該事業年度の公益目的事業に使用する。

第4条 会員は、毎事業年度、9月30日までに、会費年額の全額を納付しなければならない。

第5条 定款第7条第1項ただし書きの規定により、会費の免除の取扱いを受けようとする者は、所定の申請書を添えて、毎年度、本会に申請するものとする。

第6条 この規程の改廃は、理事会の決定を経て総会の承認を得るものとする。

附 則

この規程は、公益社団法人の設立登記の日から施行する。

この規程は、平成28年6月18日から施行する。

役員等の報酬並びに費用に関する規程

（目 的）

第1条 この規程は、公益社団法人埼玉県診療放射線技師会（以下「本会」という。）定款第25条に基づき、役員等の報酬等及び費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（定 義）

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）役 員 理事及び監事をいう。
- （2）役員等 役員及び会長から指名を受けた会員をいう。
- （3）報酬等 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号に規定する報酬

等であって、次条及び第4条に規定するものをいう。

- （4）費 用 職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤手当、旅費（宿泊費を含む。）及び手数料等の経費をいう。

（報酬の額及び支給の方法）

第3条

理事の報酬は、理事会及び常務理事会の出席1回につき2,000円を上限とし、理事会で決定する。

2 監事の報酬は、年額111,370円を上限として、監事が協議して定める額とする。

3 前2項の規定にかかわらず、当該役員が報酬を辞退した場合は支給しない。

4 報酬は、四半期ごとに現金で支給する。ただし、当該役員から支給の方法について書面による申し出があるときは、当該申し出に従って支給するものとする。

（講師及び原稿執筆謝金）

第4条 役員等が会長よりセミナー、研修会若しくはシンポジウムなどの会合における講師を委嘱されたとき又は原稿執筆を委嘱されたときは、別に定める「役員等への講師及び原稿執筆謝金の支払に関する規程」に基づき講師謝金又は執筆謝金を支給する。

（費 用）

第5条 本会は、役員等がその職務の遂行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

2 前項の費用は、現金で支払うものとする。ただし、当該役員から支給の方法について書面による申し出があるときは、当該申し出に従って支払うものとする。

（公 表）

第6条 この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項の規定により報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改正)

第7条 この規程は、総会の議決によらなければ改正することができない。

(補則)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、会長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附則

- 1 この規程は、公益社団法人の設立登記の日から施行する。
- 1 この規程は、平成25年5月25日から施行する。

役員等への講師及び原稿執筆謝金の支払に関する規程 (本会主催の講師謝金)

第1条 公益社団法人埼玉県診療放射線技師会（以下「本会」という。）の役員等が、本会の主催する講演会、セミナー又はこれに類する会合（以下「講演会等」という。）の講師を務めたときは、その謝金として、1回につきその時間が30分以内のときは5,568円、1時間以内のときは11,137円を、1時間を超えるときは22,274円を支払うものとする。

(原稿執筆謝金)

第2条 役員等が、本会の発行する定期刊行物又は書籍の原稿を執筆したときは、1000字まで3,000円、それ以後1000字毎に1,000円を限度として執筆謝金を支払うことができる。

(支払い方法)

第3条 前2条の謝金は、当該講演又は入稿の後速やかに現金で支払うものとする。ただし、当該役員等から支給の方法について書面による申し出があるときは、当該申し出に従って支給するものとする。

(会員以外の者への謝金)

第4条 会員以外の者が本会の発行する定期刊行物若しくは書籍の原稿を執筆したときは、第2条に定める金額に100分の50を乗じた額を加算して支給する。

(改正)

第5条 この規程は、総会の議決によらなければ改正することができない。

(補則)

第6条 この規程の実施に関する必要な事項は、会長が理事会の承認を経て、別に定めるものとする。

附則

- 1 この規程は、公益社団法人の設立登記の日から施行する。
- 1 この規程は、平成25年5月25日から施行する。

講師謝礼に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人埼玉県診療放射線技師会（以下「本会」という。）が主催する診療放射線技師または診療エックス線技師を主な対象者とした、職業倫理高揚及び診療放射線学の向上に関する研修会、研究会、講習会等（以下、「研修会等」という。）の講師への謝礼について必要な事項を定めることを目的とする。

(謝礼の支払い)

第2条 謝礼は、研修会等1回ごとに、講師1人につき55,685円を上限として支払うものとする。

(旅費)

第3条 講師には、その自宅又は勤務地から研修会等の会場まで公共交通機関を使用した場合における交通費相当額を支給する。ただし、研修会等の会場の近辺に公共交通機関が存在しない等交通不便地の場合は、講師の自宅又は勤務地から当該会場に最も近い鉄道の駅までの交通費相当額に、当該駅から会場まで距離1kmごとに300円を乗じて得た額を加算して支給する。

(支給の方法)

第4条 謝礼及び旅費の支給日は研修会等の終了後とし、支給方法は所得税その他法令の規定に基づき控除すべき金額を控除し、その残額を現金又は当該講師の指定する銀行口座に振り込む方法により支給する。

(適用除外)

- 第5条 この規程は、本会の会員が研修会等の講師を勤めた場合には適用しない。
- 2 本会の会員が研修会等の講師を勤めた場合の謝礼

及び旅費に相当する金員の支給は、役員等への講師及び原稿執筆謝金の支払に関する規程に基づき支給するものとする。

(改 正)

第6条 この規程の改廃は、理事会の議決により行う。

(補 則)

第7条 この規程の実施に関する必要な事項は、会長が理事会の承認を経て、別に定めるものとする。

附 則

1 この規程は、公益社団法人の設立登記の日から施行する。

1 この規程は、平成25年5月8日から施行する。

旅費および日当等支払規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、委員会（編集委員会、学術委員会その他理事会の議決に基づき設置した委員会その他の組織をいう。以下同じ。）の会務（当該委員会の会議及び当該委員会の所掌する事務に関する活動であって、会長の許可を得たものをいう。以下同じ。）のために出張する当該委員会の構成員に支給する旅費及び日当について定めるものとする。

(旅 費)

第2条 旅費は当該旅行のための移動方法の別にかかわらず、旅行開始場所から会務実施場所までの往復の旅程について、公共交通機関を用いて旅行した場合に生じる額を支給する。ただし、当該旅行の区間に公共交通機関による移動が不能な区間が含まれるときは、当該移動が不能な区間の旅費は、距離1kmごとに300円を乗じて得た額を支給するものとする。

第3条 会務に従事した場合は、当該委員会の構成員に日当を支給する。

2 前項の日当は、会務1日につき1,000円とする。ただし、会長が理事会の議決を経て定めたものについては2,000円とする。

第4条 旅費及び日当のほか、会務に関する学術大会、講習会等の開催及びその準備に係る役務費、消耗品費その他の経費であって委員会の構成員が立て替えたものは別に弁償する。

第5条 経費は、その都度現金により支払う。ただし、

当該委員会の構成員から支給の方法について書面による申し出があるときは、当該申し出に従って支給するものとする。

(改 廃)

第6条 この規程の改廃は、理事会の議決により行う。

附 則

この規程は、公益社団法人の設立登記の日から施行する。

会員の登録等に関する規程

第1条 この規程は、公益社団法人埼玉県診療放射線技師会（以下「本会」という。）定款第5条第1項、第6条及び第8条に基づいて、会員の入退会に関する細部手続について必要事項を定めることを目的とする。

第2条 本会に入会しようとする者は、診療放射線技師及び診療エックス線技師でなければならない。ただし、賛助会員はこの限りではない。

第3条 本会に入会を希望する者は、所定の入会申込書を会長に提出するものとする。

第4条 理事会は、入会申込書に基づいてその諾否を審査し、入会承認を決定するものとする。

第5条 入会を承認したときは、会員原簿に登録するとともに、速やかに入会年月日を本人に通知するものとする。

2 入会を否認したときは、その理由を付して本人に通知するものとする。

第6条 会員の資格は、理事会が承認した日に始まり資格喪失した日に終わる。ただし、定款第10条（1）の要件が発生したときは、理事会の承認を経て資格を停止し、出版刊行物送付等を制限することがある。

第7条 会員は、入会申込書記載の住所、氏名、勤務先に変更を生じたときは、速やかに届け出るものとする。

第8条 会員は次の特典を享受することができる。

（1）本会が保有する会議室を優先して利用することができる。

（2）本会が刊行する会誌を無料で配布を受けることができる。

（3）メーリングリストに登載し、メール等による情報提供を受けることができる。

（4）本会が主催、共催する研修会、セミナー等に割

引料金で参加することができる。

第9条 会員が退会しようとするときは、理由を付し、退会届を本会に届け出るものとする。

第10条 この規程の改廃は、理事会の議決にて行う。

附 則

1 この規程は、公益社団法人の設立登記の日から施行する。

1 この規程は、平成24年12月5日から施行する。

役員選出規程

第1章 総 則

第1条 公益社団法人埼玉県診療放射線技師会の役員の選出は、定款第21条に基づき、この規程により行うものとする。

第2章 選挙管理委員会

第2条 役員を選出するときは、理事会の承認を得て、選挙管理委員会を設けるものとする。

第3条 選挙管理委員会は、正会員のなかから選出して構成し、委員長は互選とする。

2 役員及び選挙の立候補者は、選挙管理委員にはなれない。

第4条 選挙管理委員会は、次の業務を行う。

- (1) 選挙の公示
- (2) 役員の立候補者届の受理、資格審査及び立候補者氏名の公示
- (3) 投票及び開票の管理ならびに当選の確認
- (4) 総会において選挙結果の報告
- (5) その他選挙管理に必要な事項

第5条 選挙管理委員の任期は2年とする。

第3章 役員の選挙

第6条 理事、監事に立候補しようとする個人、又は推薦しようとする支部は、所定の様式により選挙管理委員会に届け出るものとする。ただし、推薦の場合は本人の同意を必要とする。

第7条 立候補又は推薦の届出締切りは、総会の2か月前とする。

第8条 選挙は、立候補届のあった者について、総会に出席した会員によって行うものとする。

第9条 投票は、出席会員の無記名投票により行うものとする。

第10条 投票は、次の順序によって行う。

(1) 理 事

(2) 監 事

第11条 当選者は、それぞれ有効投票数を得た者から、高点順に定める。

第4章 無投票当選

第12条 各選挙を通じ、締切日を経過しても立候補者が役員定数を超えないときは、総会において無投票により当選者を定めるものとする。

第5章 異議申し立て

第13条 選挙に関する異議は、選挙終了後14日以内に選挙管理委員会に文章をもって申し立てることができる。

第6章 立候補ならびに当選の取消

第14条 役員立候補者が、選挙公報など選挙に関わる事項について、重大な虚偽の申告を行ったことが明らかになった場合は、選挙管理委員会の決議により立候補または当選を取り消すことができる。

第15条 この規程の改廃は、理事会の議決にて行う。

附 則

1 この規程は、公益社団法人の設立登記の日から施行する。

総会運営規程

第1条 この規程は、公益社団法人埼玉県診療放射線技師会の総会運営を民主的かつ能率的に運営することを目的として定める。

第2条 前条の目的を達成するために、総会運営委員会を設けるものとする。

第3条 前条の委員会は、正会員のなかから6名の委員を選出して構成し、委員長は互選とする。

第4条 総会運営委員会は、総会の付議に基づき、次のことを協議し、その承認を得て運営する。

- (1) 議長団の選出の方法
- (2) 議事日程及び進行
- (3) 総会出席会員の資格審査
- (4) その他総会運営について必要な事項

第5条 この規程の改廃は、理事会の議決にて行う。

附 則

1 この規程は、公益社団法人の設立登記の日から施行する。

表彰規程

(目 的)

第1条 この規程は、公益社団法人埼玉県診療放射線技師会（以下「本会」という。）定款第4条の事業を遂行するにあたり、顕著な功績のあった者の表彰に関する事項と、関係団体からの推薦依頼に関する諸条件について定める。

(条 件)

第2条 表彰の対象となる者は、次の各号に該当することを条件とする。

- (1) 本会に15年以上在籍し、かつ会費を完納している者
- (2) その他、会長が適当であると認めた者

(種 類)

第3条 表彰に関する分類は次のとおりとする

- (1) 功労賞 本会に多大な貢献があった者、または本会役員の在任期間が4年以上を有している者
- (2) 学術奨励賞 保健医療に関する研究、発明、発見、考案を行った者
- (3) 学術新人賞 研究発表を積極的行った概ね30歳未満の正会員
- (4) 叙勲、関係団体表彰候補
- (5) 永年勤続者
 - ア 20年以上放射線業務に従事した者
 - イ 40年以上放射線業務に従事した者
- (6) 特別賞 他の模範となる善行があった者

(推 薦)

第4条 受賞者の推薦は正会員又は名誉会員が行う。

(選 考)

第5条 選考は表彰委員会が行い、委員会は会長、副会長、総務常務理事、および会長委嘱者5名の計10名で組織する。なお、会長委嘱者と委員長は役員外とする。

(決 定)

第6条 表彰委員会は選考結果を理事会に答申し、決定は理事会にて行う。その他表彰に関する必要な事項についても理事会において決定する。

(内 容)

第7条 表彰は表彰状と副賞を授与するものとする。

(実 施)

第8条 表彰の実施は総会時に行うものとする。

(改 廃)

第9条 この規程の改廃は理事会の議決にて行う。

附 則

- 1 この規程は、公益社団法人の設立登記の日から施行する。
- 1 この規程は、平成25年2月6日から施行する。

表彰規程細則

(表彰の実施)

- 第1条 表彰に関わる旅費、交通費は旅費規程の対象外とする。
- 2 表彰者ならびに表彰の概要を本会会誌に掲載し広報する。

(予 算)

第2条 表彰に関する予算は当該年度の予算から充当する。

(表彰枠)

- 第3条 表彰の種類に関わる表彰枠は次のとおりとする。
 - (1) 学術奨励賞 若干名
 - (2) 学術新人賞 若干名

附 則

- 1 この規程は、公益社団法人の設立登記の日から施行する。
- 1 この規程は、平成25年2月6日から施行する。

互助規程

第1条 この規程は、公益社団法人埼玉県診療放射線技師会会員の相互扶助を図るために定めたものである。

第2条 前条の目的を達成するために、次の各号の事業を行う。

- (1) 会員に対する死亡弔慰金の給付

第3条 死亡弔慰金の金額は20,000円とする。

第4条 正会員の死亡退会の連絡を受けた場合、内容審査のうえ速やかに関係理事を通じて該当会員の遺族に給付金を支給するものとする。

第5条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は理事会において決定するものとする。

第6条 この規程の改廃は、理事会の議決にて行う。

附 則

1 この規程は、公益社団法人の設立登記の日から施行する。

委員会設置規程

(目 的)

第1条 この規程は、公益社団法人埼玉県診療放射線技師会（以下「本会」という。）の運営に必要な委員会の設置基準を定め、本規定をもって定款第4条に基づく事業を、会長の指示に基づき能率的に遂行するための組織を整えることを目的とする。

(委員会の種別)

第2条 この規程に基づく委員会は、常設委員会及び特別委員会とする。

2 常設委員会は、本会の管理業務又は定例の事業を担当するものとし、次の各号のとおりとする。

- (1) 総務・財務委員会
- (2) 学術委員会
- (3) 編集・情報委員会
- (4) 公益委員会

3 特別委員会は、本会の運営上臨時に派生する問題、又は特別の事業の必要に応じ、会長が理事会の議決を経て、これを設けるものとする。

(構成及び選任)

第3条 前条の各委員会は、委員長、副委員長及び、若干名の委員により構成される。

2 前条第2項各号に規定する常設委員会における委員長への就任は、会長の指名により、常務理事が、これを分掌する。

3 前条第3項に規定する特別委員会の委員長は、会長の指名に基づき、全理事のなかからこれを選任し理事会にて承認する。

4 各委員会の副委員長は、当該委員長の指名に基づき、全理事のなかから選出し、理事会において承認の上、会長がこれを委嘱する。

5 各委員会の委員は、正会員又は名誉会員から当該委員長が推挙し、会長が委嘱する。

(職 務)

第4条 委員長は、当該委員会を代表し、その事務を総理する。

2 各委員は、当該委員長の求めにより、随時招集される所属委員会に出席し、付議事項の審議を行う他、委員長を補佐し、本会の事業計画の実行、又は問題の解決に努めなければならない。

3 委員長に不測の事態が起きた場合は、副委員長がその職務を代行する。

(委員会)

第5条 各委員会は、当該委員長が随時招集する。

2 各委員長は、委員会が開催される毎に、以下の内容について、簡潔明瞭な報告書（議事録）を作成し、これを会長及び、総務担当の常務理事（常務理事）に提出しなければならない。

- (1) 付議された事項
- (2) その審議内容
- (3) 審議結果

(理事会への報告)

第6条 各委員長及び、各委員長により分担指名された副委員長は、担当する管理業務又は事業の企画及び実施状況を理事会に報告しなければならない。

(規程の変更)

第7条 この規程の改廃は理事会の議決にて行う。

(雑 則)

第8条 この規程に定めるもののほか、状況により必要な事案が発生した場合は、会長が理事会に諮り定めるものとする。

附則

1 この規程は、公益社団法人の設立登記の日から施行する。

1 この規程は、平成26年9月4日から施行する。

研究会設置規程

(目 的)

第1条 この規程は、公益社団法人埼玉県診療放射線

技師会（以下「本会」という。）定款第4条に基づき本会に研究会を設置する場合の手続きを定め、学術研究活動の促進を目的とする。

（定義）

第2条 この規程でいう研究会とは、前条に掲げた目的を達成するための学術研究を目的とする組織をいう。

（設置申請）

第3条 この規程に従い研究会の設立をしようとする正会員又は名誉会員は、研究会設置申請書（様式—研1）を会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

（承認基準）

第4条 前条により研究会の設立承認をする場合、次の基準を満たしていなければならない。

- （1）学問領域としての専門性と主体性、かつ社会性が認められること
- （2）当該研究会の活動により県民が利益を得られること
- （3）本会が認可する研究会の幹事及び主たる構成員は本会会員であること

（解散及び廃止）

第5条 研究会は、研究会解散届（様式—研2）を会長に提出し、自主的に解散することができる。

2 理事会は前項のほか、前条の基準を満たさないと判断した場合、研究会を廃止することができる。

（名 称）

第6条 研究会は、その名称とともに本会研究会であることを称することができる。

（活 動）

第7条 研究会は、目的を達成するために自主的に活動するものとし、概ね次の活動を行う。

- （1）研究会を開催する
- （2）研究成果を学術大会等に発表する

（報 告）

第8条 研究会は、毎年の活動状況を総会に報告する。

（助 成）

第9条 本会は、認可した研究会の発展向上を図る目的で、研究会からの申請により、理事会の承認を得て、助成を行うことができる。

2 助成の規模及び方法は別途理事会で定める。

（規程の改廃）

第10条 この規程の改廃は理事会の議決にて行う。

附 則

1 この規程は、公益社団法人の設立登記の日から施行する。

技師会センター運営規程

第1条 公益社団法人埼玉県診療放射線技師会（以下「本会」という。）技師会センターは埼玉県診療放射線技師会事務所及び会議室で構成する。

第2条 この規程は、技師会センターの運用について規定する。

第3条 技師会センターの管理責任者は会長とする。会長はセンターの業務管理者を指名し、業務管理者がセンター運営業務を行う。

2 重要事項については理事会において審議する。

第4条 業務管理者はセンターの運営に関する全ての責任を有する。

（会議室の利用）

第5条 次に掲げる各号に適合する場合、会長の許可を得て技師会センターを利用することができる。

- （1）理事が主催する全ての会議、委員会、講習会等
- （2）本会会員が所属する団体で、会長が認めた会議等
- （3）その他、会長が特に認めた会議、講習会等

（使用手続）

第6条 前条のうち（1）に該当する場合を除き使用する者は、使用責任者を定め、別に定める「技師会センター使用許可申請書」を3週間前までに、所定の使用料金を添えて提出し、会長の許可を得なければならない。

（使用の優先）

第7条 使用は本会事業に関するものを優先し、第5条の順とする。

(使用料及び使用時間)

第8条 使用料及び使用時間は、第5条の(1)に該当する場合を除き、下記の規定によるものとする。

2 使用時間の区分及び使用料は次に定めるとおりとする。

- | | |
|-----------------|--------|
| (1) 09:00～12:00 | 2,000円 |
| (2) 13:00～17:00 | 2,000円 |
| (3) 18:00～21:00 | 2,000円 |
| (4) 09:00～17:00 | 4,000円 |
| (5) 13:00～21:00 | 4,000円 |
| (6) 09:00～21:00 | 5,000円 |

第10条 使用責任者は重大なる過失による使用中の火災設備等の毀損事故に対して責任を有するものとする。

第11条 この規程の改廃は、理事会の決議により行う。

附 則

1 この規程は、公益社団法人の設立登記の日から施行する。

理事の職務権限規程

(目 的)

第1条 この規程は、公益社団法人埼玉県診療放射線技師会(以下「本会」という。)定款第21条に基づき、本会の理事の職務権限を定め、公益社団法人としての業務の適法、かつ効率的な執行を図ることを目的とする。

(定 義)

第2条 この規程において、理事とは、理事並びに代表理事たる会長並びに、業務執行理事たる副会長及び常務理事をいう。

(法令等の遵守)

第3条 理事は、法令、定款及びこの法人が定める規範、規程等を順守し、誠実に職務を遂行し、協力して、定款に定める本会の目的の遂行に寄与しなければならない。

(理 事)

第4条 理事は、理事会を組織し、法令及び定款の定めるところにより、本会の業務の執行の決定に参画する。

(会 長)

第5条 会長の職務権限は、別表に掲げるもののほか、次のとおりとする。

- (1) 代表理事として本会を代表し、その業務を執行する。
- (2) 理事会を招集し、議長としてこれを主宰する。
- (3) 毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告する。

(副会長)

第6条 副会長の職務権限は、別表に掲げるもののほか、次のとおりとする。

- (1) 会長を補佐し、本会の業務を執行する。
- (2) 会長に事故あるとき又は欠けたときは、会長の業務執行に係る職務を代行する。
- (3) 毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告する。

(常務理事)

第7条 常務理事の職務権限は、別表に掲げるもののほか、次のとおりとする。

- (1) 理事会が決める担当業務を分掌し、執行する。
- (2) 副会長に事故あるとき又は欠けたときは、副会長の業務執行に係る職務を代行する。
- (3) 毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告する。

(細 則)

第8条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に必要な事項は、理事会の決議により別に定めることができる。

(改 廃)

第9条 この規程の改廃は、理事会の議決にて行う。

附 則

この規程は、平成24年12月5日から施行する。

別 表

理事の職務権限

決 裁 事 項	決 裁 権 者		
	会 長	副会長	常務理事
事業計画及び予算の案の作成に関する事	○		
事業報告及び決算の案の作成に関する事	○		
人事及び給与制度の立案に関する事	○		
重要な使用人以外の者の任用に関する事	○		
出張に関する事	○		
契約の締結	○		
支出			
一件 20 万円以上（理事会承認が必要）	○		
一件 20 万円未満	○		
一件 5 万円以下		○	○

別 紙

選挙立候補届	
現住所	
氏名	年齢
勤務先名および住所	
平成 年 月 日執行の 公益社団法人埼玉県診療放射線技師会（理事・監事） 選挙に立候補します。	
上記の通りお届けします。 平成 年 月 日 氏名 印	
公益社団法人埼玉県診療放射線技師会選挙管理委員長 殿	

選挙候補者推薦届	
候補者住所	
氏名	年齢
勤務先名および住所	
平成 年 月 日執行の 公益社団法人埼玉県診療放射線技師会（理事・監事） 選挙に上記の者を推薦します。	
平成 年 月 日 推薦者氏名 第○支部代表 印	
（理事・監事）候補への推薦を受諾いたします。 平成 年 月 日 候補者署名 印	
公益社団法人埼玉県診療放射線技師会選挙管理委員長 殿	

互助給付金申請書

平成 年 月 日

公益社団法人埼玉県診療放射線技師会

会長 殿

〇〇支部理事

印

会員 氏に下記事項発生のため互助規程により見舞金を給付されるよう申請いたします。

記

勤務場所

氏名

当該事項

発生年月日

金額

理事の意見

会費免除申請書

申請日 平成 年 月 日

会費規程第5条により、公益社団法人埼玉県診療放射線技師会会費免除の申請をいたします

申請者会員番号		
申請者名	印	
連絡先	〒 電話	
申請代理者氏名	印 事情により本人が申請できない場合、ご署名下さい。	
会費免除申請理由	(1) 自己の療養 (2) 介護 (3) 育児 (4) その他 () ※該当する申請理由に○をつけて下さい。	
休業期間	平成 年 月 日～平成 年 月 日まで ※ご職場に申請されている休業期間をお書き下さい。	
休業証明書の確認	有 ・ 無	

※免除の対象となるのは、毎年度の会費を納入期限までに納めている会員に限ります。また、申請時に当年度の会費が納入されている必要があります。
※本申請には休業期間を証明する書類が必要となります。

事務処理欄

受付欄	
会費確認	

様式－研1

研究会設置申請書

平成 年 月 日

公益社団法人埼玉県診療放射線技師会

会長 殿

〇〇研究会

代表者 印

規程の定めるところにより、下記のとおり研究会の設置を申請します。

記

- 研究会の名称
- 代表者、役員等の名前
- 連絡先
- 研究会構成員－別添名簿のとおり
(本会会員と他の区別がわかるような名簿)
- 研究分野、内容 (具体的に)
- 研究会履歴
- 助成申請の有無

様式－研2

研究会廃止届

平成 年 月 日

公益社団法人埼玉県診療放射線技師会

会長 殿

〇〇研究会

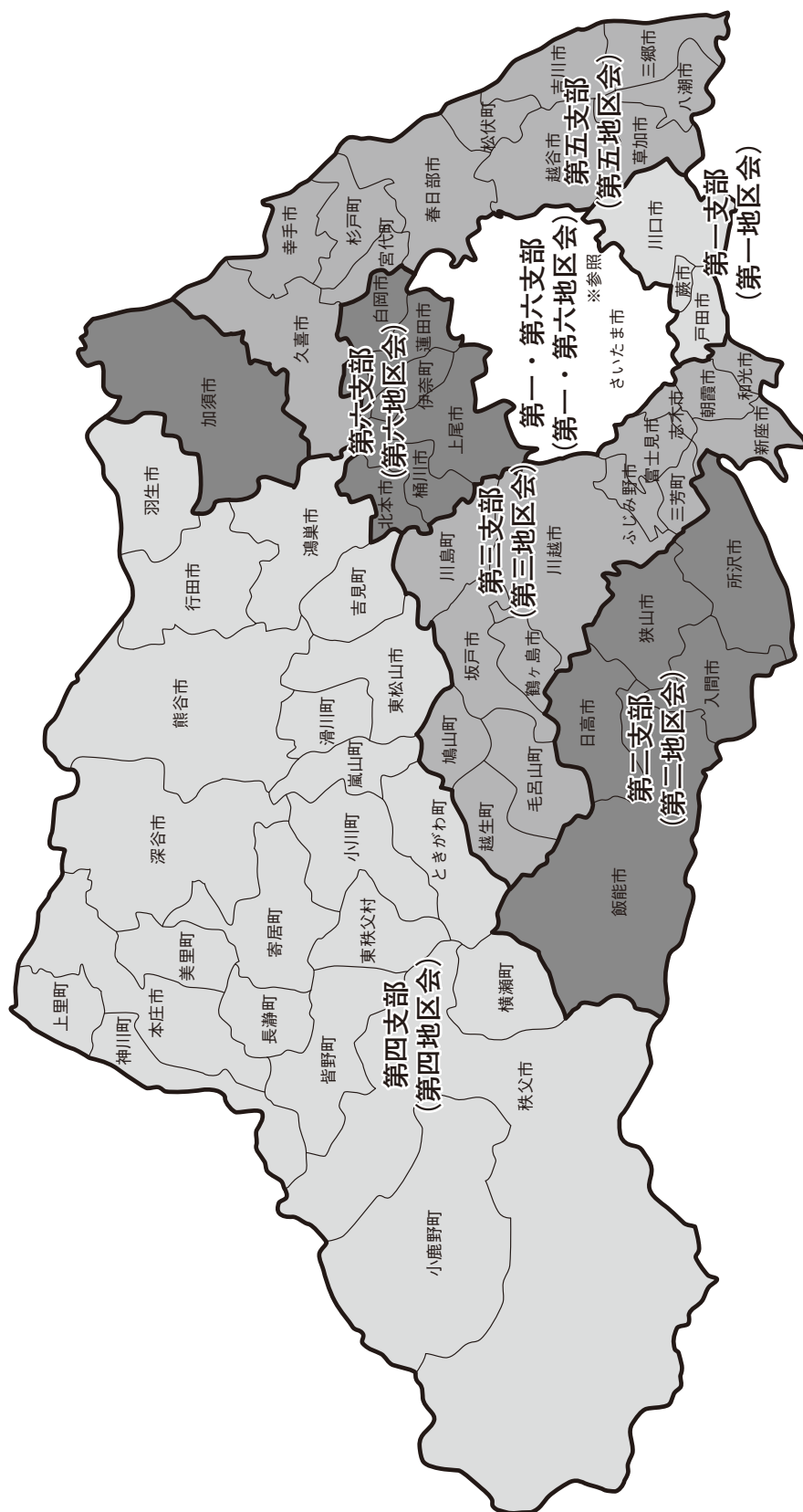
代表者 印

規程の定めるところにより、下記のとおり研究会の廃止を届けます。

記

- 研究会の名称
- 代表者、役員等の名前
- 連絡先
- 廃止の理由
- 廃止の年月日

公益社団法人埼玉県診療放射線技師会 支部地図 (平成28年4月1日現在)



※第一支部 桜区・浦和区・南区・緑区
第六支部 上記以外のさいたま市内区